法人又は他の内国法人の事業年度	同項及び第三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項	法人税法第五十七条第十項	第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は	法人税法第五十七条の二第一項	前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項	法人税法第五十七条の二第二項
				第二項又は第六項	同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第六項		生じた欠損金額	生じた欠損金額等	
			法人税法第五十七条第十一項	第一項の規定を	同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を		同項ただし書の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定	
				同項ただし書の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定				
							内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度（第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された連結法人（以下この項において「欠損等連結法人」という。）であつた連結法人を除く。）の連結欠損金の繰越しの不適用等）に関する規定で政令で定めるものについては、当該内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度（第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された連結法人（以下この項において「欠損等連結法人」という。）であつた連結法人を除く。）の連結欠損金の繰越しの不適用等）に関する規定で政令で定めるものについては、以下この条において	以下この条において	